



保護者の方へのお知らせ

インフルエンザについて

弓取こども園での流行拡大を防ぐために・・・
保護者の方をお願いしたいこと

- お迎えの方がインフルエンザにかかった場合は、園内に入る前に事務所にお知らせください。お子様を職員が玄関までお連れします。
- 同居の家族の方や頻回に接触のある親族の方がインフルエンザにかかった場合もお知らせください。

接触頻度が高い家族の方がインフルエンザにかかった場合、お子様もインフルエンザにかかる場合があります。**弓取こども園**では、日頃から健康観察を行っていますが、特に注意して健康観察を行います。

潜伏期間 1～4 日（平均 2 日）

アルコールを含んだ消毒液による手指消毒は、インフルエンザウイルスにも効果があります。送迎の際、保護者の方は、玄関に設置してある手指消毒液をご使用ください。

※9月からインフルエンザの新シーズン（2023/2024 シーズン）を迎えましたが、県内のインフルエンザ患者数は昨シーズンから引き続き、流行入りの目安である定点医療機関当たり1人を超えており、流行が続いている状況です。今後、さらに流行が拡大する可能性もあるため、十分な注意が必要です。

【登園基準】 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日（乳幼児の場合）を経過するまで

	発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	2日目	3日目		登園 可能	
出席停止 →								
発症後 3日目に解熱した場合	発熱			解熱	解熱後 1日目	2日目	3日目	登園 可能
出席停止 →								

インフルエンザと診断されたら、医師に発症日を確認し、出席停止の期間については医師の指示に従いましょう。 ※**診断された日が発症日ではありません**

(1)「発症した後5日を経過」とされた理由

感染の拡大を防ぐためです。抗ウイルス剤により熱が下がっても、発症後5日まではウイルスの感染力が残っています。

* 発症した日（発熱が始まった日）は数えず、翌日を1日目とします。

(2)「解熱した後3日を経過するまで」とされた理由

乳幼児の場合、ウイルス排泄期間が長いことや集団生活に適應できるまでに体力が回復するには、解熱後3日間の療養期間が必要との考えからです。

* 解熱した日は数えず、翌日を1日目とします。

インフルエンザワクチン接種について

- ・インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があります。
- ・まれに重い副反応の報告があります。かかりつけの医師とよく相談のうえ、接種を受けるか否か判断してください。
- ・乳幼児期任意予防接種費助成制度の対象ワクチンです。